

北薩地域元気応援プロジェクト実施要領

第1 目的

この要領は、北薩地域元気応援プロジェクトの適正かつ円滑な実施を図るため、鹿児島県補助金等交付規則、鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業主体

事業主体は、北薩地域（阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町及び長島町の区域をいう。以下、同じ。）に主たる事務所または活動の拠点を置く地域コミュニティ組織、観光団体、商工団体、NPO法人、ボランティア団体その他、これらの団体から構成される実行委員会等を含む団体（以下、「団体等」という。）とする。

第3 対象事業

対象事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 1 イベント開催、地域資源（食や特産品など）活用による観光振興、観光・交流の促進、伝統行事継承・普及、買物弱者支援、空き家活用、地元食材活用など、「北薩地域 地域振興の取組方針（改訂版）」に記載する取組の基本方針に沿った事業であること。
- 2 北薩地域で実施する事業又は北薩地域以外で実施する場合は、北薩地域のPRや関係人口の創出（対象は北薩地域に限る。）などにつながる事業であること。
- 3 補助金の交付決定日以前に着手していない事業であること。
- 4 団体等が新たに実施するもの又は既存の事業を発展的向上・拡大するものであること。
- 5 実施する事業について、イベントを開催するものについては、幅広い地域（2以上の市町）からの参加等が期待できること。
- 6 団体等が自主的に取り組み、かつ公益的な事業であり、構成員の相互の利益（共益）や、特定の個人又は団体等の利益（私益）を目的とするなど、受益者が特定される事業でないこと。
- 7 当該事業が一過性ではなく、団体等が事業終了後も事業成果を生かした取組を継続的に行うことが見込まれるものであること。
- 8 同一年度において、他の事業等から補助を受けていない事業であること。（ただし、他の事業等で不採択となったものは対象となる。）。

第4 事業企画書の提出

事業を実施しようとする団体等にあつては、事業企画書（別記第1号様式）、宣誓書（別記第2号様式）及び添付書類を北薩地域振興局長に提出し、承認を受けるものとする。

第5 事業の承認

北薩地域振興局長は、第4により提出された事業企画書が第3の要件に合致し、事業の達成が確実と見込まれる場合は、別記第3号様式により承認を行うものとする。

第6 補助率及び補助金額

補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。補助金額は、上限300千円以内とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

第7 補助金の交付等

補助金の交付等は、鹿児島県補助金等交付規則、鹿児島県地域振興推進事業補助金交付要綱に定めるとおりとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、北薩地域振興局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月28日から施行する。